

令和 8 年度 学校開放事業(体育館・格技場・卓球場)について

1 利用できる団体の条件

- (1) 構成員の半数以上かつ10人以上が村内在住・在勤・在学の団体
- (2) 団体の代表者が18歳以上であること

2 開放施設(屋内)

学校名	開放施設
東海高校	体育館・卓球場
東海中・東海南中	体育館・格技場
白方小・照沼小・中丸小 石神小・舟石川小・村松小	体育館

※実施可能種目・使用可能備品については、[資料 3](#) 参照

3 開放期間・時間

- (1) 期間 令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 31 日(水)
- (2) 曜日 平日・土日・祝日
※平日が祝日→祝日の利用団体(夜間は平日の団体)が利用
土日が祝日→土日の利用団体が利用
- (3) 時間 午前…9時～13時 午後…13時～17時 夜間…19時～21時30分
- (4) 利用可能時間帯

- ➔ 小学校体育館 … 平日:夜間 土日祝:午前・午後・夜間
- ➔ 中学校体育館 … 平日:夜間 土日:午前・午後・夜間 祝日:夜間
- ➔ 東海高校体育館 … 全日:夜間
- ➔ 東海中格技場 … 平日:夜間(月曜を除く)
土日:午前・午後・夜間(日曜夜間を除く) 祝日:夜間
- ➔ 東海南中格技場 … 平日:夜間 土日:午前・午後・夜間 祝日:夜間
- ➔ 東海高校卓球場 … 全日:夜間

(5) その他

より多くの団体に利用してもらうため、同日に複数の施設を抑えることは控えてください。
また、総合体育館との利用重複にも御配慮ください。

4 利用不可日・条件付き開放日

※[村ホームページ 利用可否カレンダー](#)参照

- ➔ 学校行事、特別開放、工事等による利用不可日及び条件付き開放日の変更については、
村ホームページ「令和 8 年度村内の小中学校・高校施設を開放します！」の利用可否カレンダーを随時更新しますので、御確認ください。
年度途中で変更となる可能性がありますので、学校開放は「練習」での使用を基本とし、重要な試合等の行事については、他施設での開催を御検討ください。

5 学校施設利用にあたっての遵守事項(利用心得)

学校開放事業は、各学校の協力のもと、学校運営に支障の範囲で施設を使用させていただくものです。したがって、下記の事項を遵守していただくことが利用許可の条件となっておりますので、御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、下記の遵守事項が守られていないと判断された場合や使用状況が悪質な場合は、当該施設の「開放中止」及び当該団体の「利用許可取消」となる可能性もございますので、団体内での周知徹底をよろしくお願いいたします。

- (1) 開放期間及び時間を厳守するほか、本事業の趣旨を理解の上、適正な利用を心掛けること。
- (2) 必ず年度当初に AED の設置位置を確認し、団体内で周知すること(資料 5)。
- (3) 感染症対策(当日の体調確認, 手洗い等)を徹底すること。
- (4) 学校開放に係る空き状況等の確認は生涯学習課へ問い合わせること。
- (5) 備品の借用や施設利用の詳細, 利用時間の延長(早朝利用等)については, 各学校に問い合わせること。
- (6) 施設利用後は, 施設毎に設置された利用日誌(複数の団体が 1 冊を共有)に利用団体その他必要事項を記入すること(資料 9)。※令和 8 年度より電子化を検討しています。(資料 8)
- (7) 東海高校(体育館・卓球場)の使用実績簿は各施設には設置せず各団体へ配付するため, 各利用団体が自団体分を毎月 5 日までに総合体育館へ提出すること。
- (8) 利用団体間の活動枠を単発で交換・譲渡する場合は, 原則として利用団体間で調整すること。交換・譲渡の際は, 実際に利用した団体が利用日誌にその旨を記入すること。
- (9) 鍵は必ず総合体育館から借用し, 使用後は総合体育館に返却すること。
- (10) 鍵の借用は, 当日借用・当日返却が原則だが, 前日借用・翌日返却は可とする。なお, 年末年始等, 鍵を長期間借用する場合は, 事前に総合体育館に相談すること(資料 6)。
- (11) 鍵は絶対に紛失しないこと。また, 団体で合鍵を作らないこと。
- (12) 自家用車は必ず指定の駐車スペースに駐車すること。
- (13) 私物を施設内に置いたままにしないこと。
- (14) 活動中に施設に損傷等が生じた, または損傷等を確認した場合は, 自団体の責任であるにかかわらず, 生涯学習課(不在時は総合体育館)へ連絡すること。(資料 7)
- (15) 体育館・格技場・卓球場では屋外種目のボールは使用しないこと。
- (16) 活動中の怪我や事故には十分注意すること。なお, 活動中に怪我や事故が生じた場合は, 速やかに応急処置を講ずるとともに, 必要に応じて生涯学習課及び総合体育館へ連絡すること。
- (17) 施設利用後は片付け, モップ掛け, 清掃, ゴミの持ち帰り, 消灯, 換気扇停止, 施錠を徹底すること。
- (18) 他団体と共同で利用する場合は, 鍵の管理, 片付け, モップ掛け, 清掃, ゴミの持ち帰り, 消灯, 換気扇停止, 施錠を相互に協力して行うこと。
- (19) 学校敷地内で喫煙・飲酒を行わないこと。敷地外であっても近隣住民へ迷惑をかけないこと。
- (20) 活動後は話し込みせず速やかに帰宅すること。
- (21) 活動前に村 HP で最新の利用不可日及び条件付き開放日を確認し, 団体内で共有すること。
利用日 1 週間前(同じ曜日)以降に変更があった場合のみ, 団体へ直接連絡します。
- (22) 一定期間, 施設を利用しないことを決定した場合は, 速やかに生涯学習課へ報告すること。
- (23) 施設内の暖房器具は利用しないこと。(暖房器具を持ち込んでの利用は可。)
- (24) 冷風機を利用する際は, ルールを遵守し, 利用後は「冷風機使用チェックリスト」を記入すること。(資料 4-5)
- (25) 各学校の利用上の注意事項については資料 4-1・2 を確認し, 団員へ周知の上必ず守ること。

問い合わせ

■ 生涯学習課 文化芸術・スポーツ推進担当
■ 総合体育館

TEL:029-287-0851
TEL:029-283-0673